

長野市後町尋常高等小学校の学力劣等児教育に関する史的研究 －明治40年の発表論文『低能者の教育』より－

中 嶋 忍*・河 合 康**
(令和6年1月16日受付；令和6年4月1日受理)

要 旨

本研究は、長野市後町尋常高等小学校における1900年代前半の学力劣等児教育の考え方と教育実践を探る目的で『低能者の教育』を基に、1. 長野尋常小学校時代からの学力劣等児教育の考え方、2. 長野尋常小学校時代における教育体制と学力劣等児の実情、について検討した。その結果、次のことが明らかとなった。(1)学年末に落第する学力劣等児は、学年全体の1割出現し、この半数が通常指導の困難な者であったこと。(2)学力劣等児に対しては放棄的関わりではなく、心身の発達に合わせ適切な教育を行うとする考え方であったこと。(3)特別学級対象児の保護者は最初、特別学級に否定的であったが、教育への理解を得て好意的になったこと。(4)特別学級対象児の選出には、判断基準が明確に示されておらず苦慮していたこと。(5)特別学級の担当教員は、入級から卒業まで一貫して指導をしていたこと。(6)特別学級の卒業生は、高等小学校へ進学して通常学級で指導されても落第する者が少数であったこと。(7)劣等児は身体疾患が多く、これを治療することにより学力劣等に改善が見られたこと。(8)身体疾患の治療は保護者に受診を促し、生活困窮者などは校費で治療を行ったこと。

KEY WORDS

長野県 Nagano Prefecture, 落第 failing at the end of the school year, 学力劣等児 students with inferior academic abilities, 特別学級 special classes

1 問題の所在と目的・方法

日本の教育は、明治時代を境に大きく変化した。それまでの江戸時代は、武士の子弟が藩校で、一般庶民の子どもが寺子屋において教育を受けていた。しかもこの教育は、幕藩体制下の各藩ごとに内容などにバラツキがある上、教育を子どもが受けるあるいは保護者に受けさせる義務もなかった。ところが江戸時代末期には、特定の国のみとの貿易を行う鎖国状態を変えさせるため海外から開国を迫られ、開国によって欧米との交流が開始された。加えて国内では倒幕の動きが進み、幕府が版籍奉還を決めて封建制が終了した。その後日本は、欧米諸国に倣って国内を画一した法律によって統治する法治国家を目指して明治政府が樹立された。明治政府は欧米諸国と対等になることを目指して、日本国民としての知識とアイデンティティを養成するために教育制度を創設した。この教育制度は、前述のように各地でバラツキがあったものを全国一律の制度によって教育を行うものにした。これが1872（明治5）年の学制であった。

学制は全国統一した教育水準を確保するだけでなく、学齢児の保護者に対して児童を学校へ就学させなければならないという義務教育が定められた。この義務教育制度によって学齢児の就学は、次第に高くなっていった。この中でも長野県の就学率は、明治初期に全国1位になった。この背景として現在の長野県の前身となる旧筑摩県の『筑摩県学校創立告諭書』が関係していたと中嶋・河合（2006）⁽¹⁾は述べている。旧筑摩県はこの告諭書で、山岳地域で農産物が生産できないため、教育によって優れた人材を多く輩出して国家に協力しようとする目標を掲げた。これが県議会に提出されたのは、1872（明治5）年2月のことであった。しかし告諭書は、同年8月の学制制定によって取り下げられた。ただし告諭書の精神は旧筑摩県の教育行政に生かされ、その後の長野県へと引き継がれた。

学齢児の就学が増加することは、学校現場において様々な問題を生じさせた。この問題の1つは、児童の学力の差違であった。学力問題は、一斉授業において児童の理解度合いにバラツキが起り、指導に苦慮した。この結果、当時は所定の課程内容を習得しないと留年になる制度であったため、試験に及第できず留年となる児童が出現した。長野県の中でも長野尋常小学校は、学力劣等児教育として特別学級を設置して行っていた。この教育実践を上水内郡長野町（現・長野市）の長野尋常小学校は小林米松・藤原時治郎の『鈍児ノ教育』⁽²⁾および『鈍児の教育方法』⁽³⁾（以

*無所属 **臨床・健康教育学系

下、「長野尋小2論文」と称す)によって、信濃教育会¹⁾の機関誌「信濃教育會雑誌」²⁾に発表した。この長野尋小2論文に関して中嶋・河合(2016)⁴⁾は、学力劣等の考え方を「最初から心身が発達しない者として切り捨てるのではなく、一般児童よりも発達がゆっくりしている児童と考えていた。」(中嶋・河合[2016]39)と指摘している。その後長野尋常小学校は、1904(明治37)年に後町・城山・鍋屋田の3つの尋常高等小学校³⁾に分離された。これらの小学校は、学力劣等児の特別学級を引き継いだ。その中でも長野市後町尋常高等小学校(以下「後町小学校」と称す)は、特別学級の規模が大きかった。一方で子どもの能力を測定する知能検査⁵⁾は、1905(明治38)年にフランスのビネ(Binet Alfred)とシモン(Simon Th)によって発表されたものが最初であった。したがって明治中・後期の日本ではまだ知能検査がなく、別の要件で学力劣等児を判定していたと考えられる。そこで学力劣等児の判定において当時の小学校では、どのような考えで指導を行ったのかについてが問題として浮かび上がった。

本研究は、後町小学校による1896(明治29)年から1904(明治37)年までの長野尋常小学校時代における学力劣等児教育の実態について探る目的で、後町小学校の『低能者の教育』⁶⁾を基に、1. 長野尋常小学校時代からの学力劣等児教育の考え方、2. 長野尋常小学校時代における教育体制と学力劣等児の実情、に焦点を当てて検討した。また本研究は障害児教育の歴史研究であり、現在の社会的背景や教育倫理などとは違う、当時の考え方や用語を用いて論じたものである。

本文中で引用した史料については、次のように表記した。史料は、著者が原文をワープロアプリケーションを使用して入力して引用した。また史料の文字については漢字を原文どおりの旧漢字としたが、一部表記できない漢字を常用漢字として、文字を現代表記などにした。なお、本文の史料引用部には、引用ページを付記した。

2 長野尋常小学校時代からの学力劣等児教育の考え方

2. 1 実践研究としての論文様式と学力劣等児特別学級の趣旨

後町小学校の論文は、表1(長野市後町尋常高等小學校[1907]14-15)のように冒頭に目次が示されている。この目次については、長野尋小2論文には掲載されていなかった。後町小学校は、これを示すことで具体的な教育実践内容とともに、劣等児教育の研究を順序立てて明示させようとしている。

後町小学校では学力劣等の児童を示す用語について、長野尋小2論文で使用された「鈍児」から「低能者」に変えて使用している。ただし低能者あるいは低能児については、表1の「現時の概況」以降で使用されている。ただし前半部の「歴史」などの中には、低能児を示していると思われる箇所があるため、その箇所を「劣等児(低能児)」と表記する。

この学級運営に当たっては、次のような趣旨が述べられている。学級の設置理由については、最初に「當校に於て低能者學級を設置せしは、學力劣等にして、普通の児童と共に、進み得ざる可憐の児童を思ふ至情より出でたる者」(長野市後町尋常高等小學校[1907]15)と示していて、劣等児(低能児)の中に一般児とともに指導を実施できないため、進級が困難な者がいるとしている。この結果、対象児は「此學級を設けし以來、教育上多少裨益する所ありたるを信ずる者なり。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]15)と記しているように、設置してから教育上において有益なものがあつたと信じていると述べている。

これらの劣等児(低能児)への教育については、「劣等生に對する教育法は、人々の共に至難とする所にして、之を普通の児童と同一の學級に編成し、同一の教材、同一の進度によりて教育せんには、勢、最劣等生を度外措かざるを得ず」(長野市後町尋常高等小學校[1907]15)として、一般的に困難なものであると考えられていて、一般児とともに同学級に入級させ同じ教材、同じ進度で授業を実施すると、対象児を置き去りにすることになると指摘している。したがって後町小学校は、「其結果彼等劣等生は、無味曖昧の間に日日の課業を經過し、確實な智能を得るの暇

表1 『低能者の教育』の目次
(原文の一部を書式変更して抜粋)

第八節	第七節	第六節	第五節	第四節	第三節	第二節	第一節	(改ページ)	第三章	第六節	第五節	第四節	第三節	第二節	第一節	第二章	第一章	目次
當校の研究	現在の學級及擔當教員	身体検査	修業年限	教授細目	學級の受持教員	學級の児童數	學級編成法		現時の概況	身体的關係	高等科入學後の成績	卒業生及擔任教員	學級の名稱	修業年限	創設	歴史	緒論……低能者學級編成の趣旨。	

なく、数年の学習も、殆、何等得る所なきに終るもの尠からず。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]15)と示している。劣等児(低能児)は無意味な毎日の授業に参加することになって確実な智識(知識)を習得することができずに終わってしまう者が多いと述べている。その上、通常教育による指導は「斯くの如き児童を、斯の如き取扱ひに委するは、愚をして益愚ならしめ、鈍をして益鈍ならしむる者にして、實に氣の毒の至りならずや。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]15)として、教育の意味をなさないような指導ではさらに悪い状況になり、学力劣等児に対して本当に気の毒なことであると指摘している。そこで後町小学校は「我校に於ては聊、茲に感ずる所あり。學校の主義方針としても、此等児童を放棄的取扱に委するに忍びず。爲めに、特に一種の學級を編成し、彼等児童心身發達の程度に遵據し、適應の教育を施すことを研究しつゝあり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]15)と考えて、劣等児(低能児)を放棄的な関わり方(取り扱い)をすることが忍びなく、学力劣等の指導に対応した學級を編成して心身發達の程度に合わせて適切な教育を実施するための研究を始めつつあると記している。その上で学力劣等児學級の施設については、「當市の特別施設に係る商工業補習夜學校、盲啞學校子守教育所と相待ちて、國民教育の否定的限界に達せる者を補足し、教育普及の一端に資するものならんことを信ずる者なり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]15)と記しているように、長野市の特別施設として商工補習夜學校、盲啞學校、子守教育所を持っていて、これらの施設とともに学力劣等児學級が國民教育の否定的限界にある劣等児(低能児)に対して実施することで教育を普及させる一端になるものと信じていると述べている。

一方で特別教育の対象となる要因については、表2(長野市後町尋常高等小学校[1907]15-16)のように、上記施設の備考として示されている。表2によると通常教育の限界は、必然的限界と否定的限界があることが示されている。1つ目の必然的限界とは、目的の到達が學校を卒業することであるとしている。2つ目の否定的限界とは、次の4つが挙げられている。1番目は、環境・物理面における限界という意味の物質的で、具体的には貧困のために不就学とする理由である。2番目は、身体面における限界という意味の肉体的で、具体的には言語障害を含む視覚障害(盲啞)が理由である。3番目は、精神面における限界という意味の精神的で、具体的には白痴(重中等度知的障害)及び低能者(軽度知的障害)が理由である。4番目は、被教育者の不定順で、具体的には罰を科されている状態のことによる理由である。

表2 特別教育の対象となる要因
(原文の一部を書式変更して抜粋)

備考	教育の限界
一、必然的限界	所定の目的は到達即學校卒業
二、否定的限界	(1) 物質的 貧困の爲め不就學
	(2) 肉体的 盲啞
	(3) 精神的 白痴 低能者
	(4) 被教育者の不定順 罰を課する時

2. 2 劣等児特別學級の歴史と教育内容

学力劣等児のための特別學級の歴史については、長野尋小2論文の内容を基本的に踏襲している。その上で後町小学校は、これに加筆している。具体的には、次のように記されている。学力劣等児特別學級は、「明治二十九年四月、創めて一學級を設く、爾後毎年一學級を増し、明治三十六年度迄は尋常科各學年に一學級づゝありたり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]16)のように、1896年4月に設置して翌年から1學級ずつ増設し、1903年度には尋常科各學年に1學級ずつ置かれたとしている。特別學級に対する保護者の考え方は、次のとおりである。最初は、「該學級を創設せし當時は、兒童の父兄中に其旨を了解せずして之を喜ばざるものもあり」(長野市後町尋常高等小学校[1907]16)と示され、創設当時(晩熟生學級)においては保護者の中にはこの教育方法の旨を受け入れずに喜ばしいと思っていない者がいたと記している。しかし保護者の気持ちは、「しかとも、家庭を訪問し、或は出校を促し、能く其趣旨と理由とを説明し聞かせしに「我子の爲めに斯かる設備まで爲して親切に教育して下さるか」とて大に感謝の意を表するに至れり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]16)と記しているように、家庭訪問を行ったり學校に来てもらったりしてこの趣旨と理由を説明した結果、我が子のために施設まで用意して教育してもらえるのかと感謝を示すまでになったとしている。一方、一般児の思いについては「普通兒童も、最初は此等兒童を半落第生など、稱して、輕蔑する風ありしが、年一年其弊を去り、一般に有益の事業として認容せらるゝに至れり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]16)として、最初は「半落第生」などと呼んで輕蔑する風潮が見られたが、年々この弊害が少なくなったとしている。そしてこれは、有益な事業として認められることになったと述べている。

長野尋常小学校時代の落第児について後町小学校は、「元長野尋常小学校時代にありては、每學年度の尋常一學年の兒童數は凡六百名内外にして、學年度末の成績考査に於て其一割二分位に進級し得ざるあり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]16)と記しているように、學年度末試験の結果で尋常1學年の兒童數の約1割の兒童が進級できない

状態であったとしている。この進級できない児童については、「就中其半数位は純然たる落第生なれども、其半数は假名の読み書き確實ならず、十以下の数の加減算も習熟不充分にして、到底普通児童と伍して進級学習せしむるに堪えず。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]16)と示して、落第児の半数が留年させても指導可能な者であったが、残りの半数が假名の読み書きについて確實ではなく、10以下の加減算についても習熟が不十分な状態で、一般児と一緒に進級させて学習を行うことに堪えられないと指摘している。一方で落第児中における半数の劣等児(低能児)を落第させることについては、「さればとて落第せしむべき程度のものにも非ず、進めんか力足らざるなり、退けんか力稍餘りあり。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]16)として、児童を簡単に落第させて済む程度のことではないと示している。つまり後町小學校は、次のように記している。1つは、これらの者を落第(留年)させて通常の方法で指導を進めても、これを理解するだけの学力が足りないとしている。もう1つは、これらの者を退学させるには学力が少し備わっているとされている。したがって後町小學校は、「普通學級に編入するは進むも退くるも共に不幸の境遇に措く者にして、策の得たる者に非ず。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]16)と示して、上記2つの場合を採ったとしても不幸の境遇の者たちであって、指導の策が見つからない状況であると述べている。

劣等児(低能児)の教育課程について1つ目は、「即此等中間に位する児童を集めて、一學級を編成し尋常一學年前期課程修了證書を與へ」(長野市後町尋常高等小學校[1907]16)というように、劣等児を集めて1學級を編成して尋常科1学年の前期課程の修了證書を授与するとしている。2つ目は、「就學第二學年には前學年度即尋常一年の課程を復習して後、尋常第二學年前半期の課程を終へしめ、茲に第一學年修業證書を與へ」(長野市後町尋常高等小學校[1907]16)として、就學2年目は尋常1学年の課程を復習してから尋常2学年前期課程を終え、ここで1学年の修了證書を授与することと記している。3つ目は、「就學第三年には尋常二學年後半期と尋常三學年前半期の課程を終へて尋常二學年修業證書を與ふ。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]16)とあり、その後は3年目に2学年後期と3学年前期課程を終え2学年の修了證書を授与するとしている。最終的には、「かくて就學第五年にして全く尋常科の課程を終り卒業することゝなるなり。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]16)と示して、5年目で尋常科4年の全課程を修了させることができると述べている。

また長野尋常小學校時代の學級名称(晩熟生學級)の説明としては、「早稻(ワセ) 晩稻(オク)といふ意味を、心意發達上に應用して、早熟早花、大器晩成などいふ所より、此學級に編入すべき児童は、大概、オクにして普通児童よりも、心意發達の程度遅きが故に、晩熟生學級と名づけたり。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]17)と記しているように、早稻(わせ)・晩稻(おくせ)という考え方から、これらの児童のほとんどを「オク」と捉えたと示している。このことから長野尋常小學校では一般児よりも心身の發達が遅いので晩熟生學級と名づけたと後町小學校は述べている。この一方では「初めは、鈍兒學級、劣等生學級など種々の名稱を用ひしかども鈍兒及劣等生等の區別は心理學上より來れる一般的と各學校編制上より來れる部分的との二種あり。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]17)とされるように、対象児を鈍兒または劣等生と稱することにしたけれども、その優劣を心理学的視点から學校編制(運営)的視点からの2種類の選出方法があると指摘している。しかし実際の劣等児(低能児)の状態について後町小學校は、「本校學級の児童は部分的區分に基き、一般的のものを加味したるものなれば、鈍兒又は劣等生と稱するも、其實、他の小學校児童と比較して、其優其劣果して如何あるべきか。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]17)と記しているように、心理学的視点によって選出して他校の劣等児と比較すると、一般的に鈍兒や劣等児とされる児童に対して差があり、どのような基準で判定すべきか疑問を呈している。したがって後町小學校は、「兎に角鈍兒の名を冠らしむるは、『親の身になつて見ても』又『親の心を心とする教師の身にとつて考へて見ても』忍びざる所なり。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]17)と示して、「鈍兒」という言葉を付けることは、①保護者の立場になっても、②親の心を大切にす教員として考えてみても申し訳ないことであるとしている。これらの理由から後町小學校は、「故に鈍兒學級、劣等生學級等の名稱を廢して晩熟生學級と改めたり。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]17)として、長野尋常小學校時代の學級名を晩熟生學級にしたと説明している。

3 長野尋常小學校時代における教育体制と学力劣等児の実情

3. 1 学力劣等児特別學級の卒業生・在籍生および担当教員

表3(長野市後町尋常高等小學校[1907]17)は、1900(明治33)年から1904(明治37)年までの卒業生の人数と担当教員、1904年時の在籍児童数と担当教員を示したものである。これによると学力劣等児特別學級の対象児は30~40人で、尋常1学年の児童数600人だとすると前記の通り約1割の落第児のその半数が対象であることが分かる。男女別合計では男子児童が192人、女子児童が144人とあり、男子児童の方が多いことが分かる。

また担当する教員については、次のように記されている。担任は、「擔任教員は、總て男教員にして學級新設の當時より卒業の時迄、同一の教師繼續担任するものとす。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]17)とし、すべて男性教員が担当して、入級から卒業するまで同一教員が繼續して担当するとしている。同一教員が担当することについては、「訓練上教授上、同一の教師が同一の兒童を長く教育する程、其効果顯著なるは勿論なれども、本學級の兒童には殊に其必要を覺ゆ。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]17)と示しているように、指導上において兒童との信頼関係を構築した教員が長期にわたって教育を行うことで教育効果が顕著に見られると記されている。そしてこれは、特に劣等児(低能者)には必要なことであると指摘している。

表3 学力劣等児特別学級の卒業生・在籍生および担当教員
(原文の一部を書式変更して抜粋, 原文通り)

卒業年月	卒業 回数	卒業 児童 數	擔任 資格	教 氏 名
卅三年三月	第一回	三三	男一八 女一五	尋正 白井 常吉
(改段)				
卅四年三月	第二回	三九	男二五 女一四	尋准 篠原時次郎
卅五年三月	第三回	四六	男三七 女一九	尋正 小林 米松
卅六年三月	第四回	四〇	男二九 女一	尋准 海野奥太郎
卅七年三月	第五回	四二	男二七 女一五	尋正 白井 常吉
卅七年四月	四學年	四一	男二五 女一六	尋正 小林源五郎
(元長野尋常小学校三ヶ校に分離に付 城山小学校所屬になる)				
全	三學年	三七	男二〇 女一七	尋正 小山利喜治
(全斷の理由により後町小学校所屬となる)				
全	二學年	二九	男二七 女二	尋正 齊藤 誠之
(全斷の理由により鍋屋田小学校所屬となる)				
全	一學年	三七	男二四 女一三	尋正 白井 常吉
(全斷の理由により後町小学校所屬となる)				

3. 2 学力劣等児特別学級卒業後の進路

一般的に兒童は、長野尋常小学校卒業後に長野高等小学校へ進学するとしている。しかし高等小学校は「當時の高等小学校は、各學級共、學力平等的編制法を採用せり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]17-18)として、学力均等の學級編制を採用しているとの説明がある。そして後町小学校は、「故に晩熟生學級卒業兒童も、高等科に入りては、普通兒童と同教材を同一方法によりて教授せらるゝこと、なれり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]18)と記している。晩熟生學級卒業生も高等科に入ると、一般児と同一教材で同一方法によって指導されることになることと述べている。これらの兒童の高等小学校入学後については、「而して其成績は如何といふに、到底不良成績なりといふことを聞かず。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]18)と示すように、成績についてどのようなことになったのか思っていると、成績不良ということは聞かなかったとしている。そこで後町小学校は、「否、却て其落第兒童の調査を見るに、三十四年三月末、高等一學年落第者十五人ありしに、本學級出身者は一人もなく、三十五年四月一學年に十人の落第者ありしに、本學級出身者は矢張一人も無く、二學年に三人の落第者ある中に就て、本學級出身者一人ありたるのみ。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]18)として、むしろ落第児の調査を見ると、1901(明治34)年3月時点の高等1學年の落第者が15人であり、晩熟生學級出身者は1人もいなく、翌年の1學年落第者10人の中にも1人もいなく、2學年落第者3人の中に1人のみがあったことを指摘している。したがって後町小学校は「要之、成績は先づ以て佳と認むべし。」と示しているように、成績は「佳」と認めてよいと記している。しかし初學年では、「蓋、初學年に於ける基本的知識の欠乏又は不完全、不精確なる爲め在學中常に學習に困難を覺ゆるは、普通見る所の弊なり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]18)と記すように、基本的知識の欠乏または不完全・不正確なために在學中に常に學習の困難さを感じるの是一般に見る弊害であると指摘している。しかし後町小学校は、「然るに、當學級は此短所に尤多く力を盡し、且其心意發達の程度に適する教授を爲すが故に、確實なる知識を取得するを得。上級に進むに従ひ、成績佳良となるを認むるなり。」(長野市後町尋常高等小学校[1907]18)として、晩熟生學級では學習の困難さに最も力を入れて心身の發達に適した指導を実施することで、確實な知識を習得することができたと説明している。そして後町小学校は、特別な指導を行うことで進級していくと、成績が佳良であると認められるほどになったと述べている。

3. 3 学力劣等と身体との関係

後町小学校は、長野尋常小学校時代から学力劣等と身体状態との関係について調査したとある。この結果は、表4(長野市後町尋常高等小学校[1907]18)のように示されている。表4は、明治33年4月に実施した身体検査の結果として、検査者数74人の結果が掲載されている。これによると劣等児が罹患する疾病は、鼻カタル⁴⁾・扁桃腺肥大・トラホーム(トラコーマ)⁵⁾が33.8%を占めるものとしている。また身体的特徴は、顔貌開口が31.1%、齒列不正(不整)が27.0%、發育不全が25.7%とされている。この検査結果から身体に故障がある兒童への対応については、次のように記されている。1つは、「覺官に故障ある者は、醫療を加ふる時は、之を全治し、或は輕減することを得るな

らんとて、醫療を勧誘し、貧困者には校費を以て治療せしめしに其功能大なりき。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]19)として、感覚器官などに故障がある児童へは治療を実施して完治あるいは軽減させることができるとして、保護者に医療機関に受診することを促すと記している。また生活困窮者には学校の校費で治療を実施した結果、大きな効果が現れたと指摘している。疾病除去は、「かくして故障を除去すれば、外形上にも、知識習得上にも、進歩改善著しきものあるを覺ゆ。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]19)と示し、疾病を取り除けば外見上及び知識の習得上の改善や進歩が著しく見られたと説明している。もう1つは、「身体の發育不良なるものには、運動營養等に注意せしめ、過重學科を課せざる様注意せしに、彼等は年齢の長ずるに従ひ、心身共に發達して普通児童と異ること無きに至りし者多かりき。」(長野市後町尋常高等小學校[1907]19)として、身体發育が不良な児童は運動や栄養などに注意し、必要以上の課題などを課さないように注意することとしている。後町小学校は、これらの対応によって劣等児(低能児)が一般児と同様に生活できる者が多くなったと述べている。

表4 学力劣等児の身体検査の結果(原文抜粋)

七、 發育不良	六、 顔貌開口	五、 齒列不正	四、 眼の病			三、 耳の病			二、 咽喉の病			一、 鼻の病疾 鼻カタル	明治三十三年四月、施行せし身体検査の結果は左の如し。受檢児童數は七十四名なり。			
			内斜視	角膜翳	角膜炎	結膜炎	トラホーム	鼓膜濁	中耳炎	耳漏	咽喉炎			口内炎	扁桃腺炎	咽喉カタル
十九名	二十三名	二十名	一名	一名	一名	十名	二十五名	四名	三名	六名	二名	四名	四名	八名	二十五名	二十五名

4 まとめ

本研究は、1907年に発表した後町小学校の『低能者の教育』を基に、後町小学校による1896年から1904年までの長野尋常小学校時代における学力劣等児教育の考え方と教育実践の実態について明らかにしたとともに、今後の課題を示した。

4.1 長野尋常小学校時代からの学力劣等児教育の考え方について

4.1.1 実践研究としての論文様式と劣等児特別学級の趣旨

後町小学校は、冒頭に目次を加えたことによって読者の理解を高めるとともに、本格的な研究論文を目指していたと思われる。

長野尋常小学校時代における劣等児特別学級の設置理由について後町小学校は、次のことを示した。1つ目は、学力劣等により落第する者が1学年児童数の約1割出現したことであった。2つ目は、この落第生の半数に一般的な教育指導を実施できない者が存在したことであった。3つ目は、これらの児童に通常教育を行うことは無意味な毎日の授業に参加することになって確実な智識(知識)を習得することができずに終わってしまうことであった。これらの理由から一般児とともに指導を実施できないため、進級が困難で、一般児とともに同学級に入級させ同じ教材、同じ進度で授業を実施すると、対象児を置き去りにすることになるためこれを回避するために特別学級を創設したと説明した。

また学力劣等児特別学級について後町小学校は、劣等児に対して放棄的な関わり方をすることが忍びなく、学力劣等の指導に対応した学級を編制して心身における発達の程度に合わせて適切な教育を実施するための研究を始めつつあるとした。そして後町小学校は、国民教育の否定的限界にある劣等児(低能児)に対して実施することで教育を普及させる一端になるものと信じていると述べた。

4.1.2 学力劣等児特別学級の歴史と教育内容

学力劣等児特別学級の歴史を見ると後町小学校は、1896年4月に設置して翌年から1学級ずつ増設し、1903年度には尋常科各学年に1学級ずつ置いた。劣等児(低能児)の保護者の考え方は当初、この教育方法の旨を受け入れずに嬉しいと思っていなかった。しかし保護者の気持ちはこの趣旨と理由を説明した結果、我が子のために施設まで用

意して教育してもらえるのかと感謝を示すまでになった。一般児の思いについて、最初は「半落第生」など呼んで軽蔑する風潮が見られたが、年々この弊害が少なくなった。そしてこれは、有益な事業として認められるようになったと後町小学校は述べた。

長野尋常小学校時代の落第児について後町小学校は、学年度末試験の結果で尋常1学年の児童数の約1割の児童が進級できない状態であったとした。この進級できない児童については、落第児の半数が留年させても指導可能な者であったが、残りの半数が①仮名の読み書きが不確実、②10以下の加減算の習熟が不十分、な状態で一般児と一緒に進級させて学習を行うことに堪えられない者と指摘した。一方で落第児中における半数の劣等児（低能児）を落第させることについては、児童を簡単に落第させて済む程度のことではないと示した。これは、これらの者を落第（留年）させて通常の方法で指導を進めてもこれを理解するだけの学力が足りないことと、退学させるには学力が少し残っているとことが問題としてであると指摘した。したがって後町小学校は、これら2つの場合を採ったとしても不幸の境遇の者たちで、指導の策が見つからない状況であると述べた。

劣等児（低能児）の教育課程については、尋常1学年の終了時に前期修了証書を授与して2年目に特別学級に編入させ、前年度の復習と2学年前期課程を終え、1学年の修了証書を授与するとした。そしてこの課程を繰り返し5学年で全課程を修了することを目指したと後町小学校は述べた。

劣等児（低能児）について後町小学校は、早稲（わせ）・晩稲（おくせ）という考え方から、これらの児童のほとんどを「オク」と捉え、一般児よりも心身の発達が遅いことを示した。実際の劣等児（低能児）の状態について後町小学校は、心理学的視点によって選出して他校の劣等児と比較すると、一般的に鈍児や劣等児とされる児童に対して差があり、どのような基準で判定すべきか疑問を呈していた。

4. 2 長野尋常小学校時代における教育体制と学力劣等児の実情について

4. 2. 1 学力劣等児特別学級の卒業生・在籍生および担当教員

後町小学校は、長野尋常小学校時代の卒業生および在籍児童数について35人前後であったことを示した。男女別合計の児童数は、男子児童の方が多いたとした。

担当教員については、全学級を男性教員によって卒業するまで同一教員が担当するとした。同一教員について後町小学校は、指導上で信頼関係のある教員が長期教育を行うと教育効果が顕著に見られるとした。そしてこれは、特に劣等児（低能児）に必要なことと指摘した。

4. 2. 2 学力劣等児特別学級卒業後の進路

後町小学校は卒業後の進路について、尋常小学校を卒業すると一般的には高等小学校へ進学すると説明した。そこで後町小学校は、学力劣等児特別学級（晩熟生学級）の卒業生についても同様の進路を示した。しかし高等小学校では学力均等の学級編制を採用しており、一般児と同一教材・一斉授業で指導されることになることと述べた。これらの児童の高等小学校入学後について後町小学校は、成績不良ということは聞かなかったとし、むしろ一般児の方が落第になった者が多いと指摘した。したがって劣等児特別学級（晩熟生学級）の指導は、学習の困難さに最も力を入れて心身の発達に適した指導の実施で、確実な知識が習得できたとした。そして後町小学校は、特別指導を行うことが進級すると、成績佳良になるという証明につながったと述べた。

4. 2. 3 学力劣等と身体との関係

後町小学校は、長野尋常小学校時代の身体検査を示し、罹患疾病として鼻カタル・扁桃腺肥大・トラホームが多く、身体的特徴として顔貌開口、歯列不正（不整）、発育不全が見られたとした。このことから身体故障の者への対応は、①身体故障は治療で完治・軽減させること、②身体発育不良は運動や栄養などに注意して必要以上の課題などを課さないように注意すること、で一般児と同様に生活できる者が多くなったと述べた。また身体故障の治療に関して後町小学校は、保護者に医療機関に受診を促し、生活困窮者には校費で治療を実施した結果、大きな効果が現れたと指摘した。

4. 3 今後の課題について

今後は、後町小学校の研究論文の後半部に当たる長野尋常小学校以降の学力劣等児教育の取り組みについての解明が課題として残された。

謝辞

本研究に際して安曇野市中央図書館の皆様には、史料の複写などで多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 信濃教育会は、長野県上水内郡長野町（現長野市）周辺の教員有志によって1884（明治17）年に結成された。その後会は県全体に拡大して会員を募り、現在も続いている教職員の職能団体である。
- 2) 信濃教育會雑誌は1886（明治19）年に発刊し毎月発行され、1907（明治40）年に『信濃教育』へと改題した。その後、雑誌は数回の休刊をしたが、現在も継続している。
- 3) 3つの尋常高等小学校は、後町尋常高等小学校が2013（平成25）年に廃止となった長野市立後町小学校、城山尋常高等小学校が現在の長野市立城山小学校、鍋屋田尋常高等小学校が現在の長野市立鍋屋田小学校である。
- 4) 鼻カタルとは、鼻炎の一種である。
- 5) トラホーム（トラコーマ）とは、伝染性慢性結膜炎のことである。

文献

- (1) 中嶋忍・河合康（2006）長野県松本尋常小学校の「落第生」学級に関する史的研究－「落第生」学級の設置・廃止の経緯と成績不良の考え方について－. 発達障害研究, 28, pp.290-306.
- (2) 小林米松・藤原時治郎（1900）：鈍兒ノ教育. 信濃教育會雑誌, 第百六十九號, pp.18-21.
- (3) 小林米松（1902）：鈍兒の教育方法. 信濃教育會雑誌, 第百八十七號, pp.12-16.
- (4) 中嶋忍・河合康（2016）教育雑誌「信濃教育」における長野尋常小学校の特別学級実践報告に関する史的研究. 上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要, 22, pp.35-40.
- (5) 外林大作・辻正三・津島一夫・能見義博（1981）知能検査. 誠信 心理学辞典, 誠信書房, pp.307-308.
- (6) 長野市後町尋常高等小學校（1907）低能者の教育. 信濃教育, 第二百四十七號, pp.14-25.

Historical Study of Education of Students with Inferior Academic Abilities at Gocho Combined Ordinary and Higher Elementary School in the City of Nagano

From the Paper “Educating Poor Performers” Published in 1907

Shinobu NAKAJIMA* · Yasushi KAWAI**

ABSTRACT

This study aims to explore the thinking and educational practice in the education of students with inferior academic abilities in the early 1900s at the Gocho combined ordinary and higher elementary school in Nagano, Japan. It considered the following subjects based on the 1907 paper “Educating poor performers” from the school’s period as Nagano ordinary elementary school: (1) perceptions on the education of students with inferior academic abilities, and (2) the educational structure and current circumstances of students with inferior academic abilities. The findings reveal the following: (1) Students with inferior academic abilities who failed at the end of the school year accounted for approximately 10% of each class, with half of these students finding ordinary instruction difficult. (2) The school’s approach to students with inferior academic abilities was not abandonment, but rather appropriate education based on their physical and mental development. (3) Parents and guardians of students eligible for special education initially had a negative reaction, but as they better understood the education, they became more positive. (4) Selecting students for special education was difficult due to a lack of clear judgment criteria. (5) Special education teachers provided comprehensive guidance from when students entered the program until graduation. (6) Few special education graduates advanced in their education after completing higher elementary school and attending regular classes. (7) Many of the poor-performing students had physical issues, and it was clear that once these issues were addressed, their academic performance improved. (8) Physical conditions were treated by encouraging parents and guardians to examine children, and the school covered the cost of treatment for children from low-income families.

* independent ** Clinical Psychology, Health and Special Needs Education